

市有財産売却一般競争入札実施要領

令和 8 年 9 月

朝倉市 企画振興部 総合政策課

目次	ページ
1 売払物件・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 予定価格・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3 入札参加者の資格・・・・・・・・・・	1
4 入札参加申込受付・・・・・・・・・・	1
5 現地説明会・・・・・・・・・・	2
6 入札及び開札の日時場所・・・・・・・・	2
7 入札保証金・・・・・・・・・・	2
8 入札の方法・・・・・・・・・・	3
9 落札者の決定方法・・・・・・・・・・	3
10 入札の無効・・・・・・・・・・	3
11 売買契約の締結・・・・・・・・・・	3
12 契約保証金・・・・・・・・・・	3
13 売買代金の支払・・・・・・・・・・	4
14 契約に付する条件等・・・・・・・・・・	4
15 所有権の移転等・・・・・・・・・・	4
16 注意事項・・・・・・・・・・	4
17 問い合わせ先・・・・・・・・・・	5
一般競争入札参加申請書・・・・・・・・	6
入札書・・・・・・・・・・	7
委任状・・・・・・・・・・	8
申込に必要な書類等チェックリスト・・	9
入札日に持参する書類等チェックリスト・・	10

市有財産売却一般競争入札実施要領

1 売却物件（土地）

物件 番号	所在地	地目	地積（㎡）	用途地域等	建ぺい率 （％）	容積率 （％）
①	朝倉市杷木志波字原 4 6 6 9 番 1 8	学校用地	3 3 1 . 5 8	都市計画区域外	—	—
②	朝倉市杷木志波字原 4 6 6 9 番 1 7	学校用地	3 1 2 . 5 0	都市計画区域外	—	—
③	朝倉市杷木志波字原 4 6 6 9 番 1 6	学校用地	3 0 0 . 9 3	都市計画区域外	—	—
④	朝倉市杷木志波字原 4 6 6 9 番 1 5	学校用地	3 0 0 . 8 5	都市計画区域外	—	—

※地目については、所有権移転登記時に「宅地」に変更します。

2 予定価格

物件番号	予定価格
①	2, 0 0 0, 0 0 0 円
②	1, 8 7 0, 0 0 0 円
③	1, 8 0 0, 0 0 0 円
④	1, 8 0 0, 0 0 0 円

3 入札参加者の資格

朝倉市に住民登録がある者又は過去に住民登録があった者。

ただし、次のいずれかに該当するものは、入札に参加することができません。

- (1) 個人以外の者
- (2) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人、被保佐人及び被補助人で契約の締結に関し同意権付与の審判を受けたもの並びに未成年者で法定代理人の同意を受けていないものをいう。）及び破産者で復権を得ない者
- (3) 朝倉市有財産売却の一般競争入札に参加した落札者で、正当な理由なく契約を締結せず又は履行しなかった者で当該事実があった日から2年を経過しない者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する朝倉市職員
- (5) 納付すべき市町村税の滞納がある者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員等

4 入札参加申込受付

(1) 受付期間

令和8年9月14日(月)から令和8年9月30日(水)までの午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)

(2) 受付場所

朝倉市役所本庁舎3階総合政策課企画政策係

(3) 申込に必要な書類

ア 一般競争入札参加申請書(様式第1号)

イ 住民票の写し

※過去に朝倉市に住民登録があった者で、前記住民票の写しにその記載がない場合は、そのことがわかる書類(住民票の除票、戸籍の附票)

※現在の氏名が異なる者は、そのつながりがわかる書類(戸籍謄抄本)

ウ 納税証明書(市町村税に係る徴収金に滞納がないことの証明)

エ 印鑑証明書

※ イ～エの書類については、発行後3ヶ月以内のものとしします。

※ 提出書類は返還いたしませんので、ご了承ください。

(4) 申込方法

上記(2)の受付場所に直接必要書類を持参してください。

(5) 審査等

申込に必要な書類が提出されたときは、入札に参加する資格の有無について審査し、その結果を参加資格確認通知書により、申請者に通知します。

(6) その他

電話、郵送、メール、FAXによる申込は受けません。書類については、必ず申込者本人又は内容について詳しく説明のできる方が持参してください。

申込書に虚偽の記載をした場合は、応募は無効とし、以後朝倉市が行う普通財産の売払の申込者になることができません。

5 現地説明会

現地説明会は行いません。

売払物件は現状での引渡しとなりますので、事前にご自身での確認をお願いします。

6 入札及び開札の日時場所

(1) 日 時 令和8年10月8日(木) 午前10時30分から

(2) 場 所 朝倉市役所本庁舎3階301会議室(東)

7 入札保証金

(1) 入札参加者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を現金のほか朝倉市が指定する方法により、入札開始前に納付してください。

(2) 落札できなかった方の入札保証金は、入札終了後に還付します。

(3) 落札者の入札保証金は、契約保証金に充当する場合を除き、契約締結後に還付しま

す。

(4) 入札保証金には、利子を付しません。

8 入札の方法

(1) 入札書（様式第2号）は、当日持参してください。

(2) 入札書には、入札者の住所、氏名を記入し、押印して、朝倉市の予定価格以上で、かつ入札保証金の限度額以内の金額で入札してください。

(3) 代理人での入札は、必ず委任状（様式第3号）を提出してください。

(4) 入札書に押印する印鑑は、本人が入札する場合は、入札参加申込時に提出された印鑑証明書の印影と同じ印鑑とします。代理人が入札する場合は、委任状に押印された代理人使用印の印影と同じ印鑑とします。

(5) 代理人での入札は、入札書に委任者の住所、氏名及び代理人名（代理人〇〇〇〇と記載）を併記し、代理人の印鑑のみ押印してください。

9 落札者の決定方法

予定価格以上で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。落札となるべき同価の入札をした方が2人以上あるときは、「くじ引き」によって落札者を決定します。同価の入札をした方は、「くじ引き」を辞退することができません。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

(1) 入札参加資格を有しないものが行った入札

(2) 予定価格に達しない金額や入札保証金の限度額を超える金額での入札

(3) 代理人による入札の場合において、委任状のない代理人が行った入札

(4) 記名押印を欠く入札

(5) 金額を訂正した入札

(6) 入札者の印鑑が登録したものと違う入札

(7) その他入札の条件に違反した入札

※入札に参加しない場合（遅刻を含む）は、棄権とみなします。

11 売買契約の締結

(1) 落札者は、落札の通知を受けた日から原則7日以内に、朝倉市との間で土地売買契約を締結しなければなりません。

(2) 落札者が、正当な理由なく契約を締結しない場合は、入札保証金は朝倉市に帰属するものとします。

12 契約保証金

(1) 落札者は、売買契約締結の際、売買代金の100分の10以上の契約保証金を納付してください。

- (2) 契約保証金は、朝倉市が発行する納入通知書により、落札決定の日から原則として7日以内に納入してください。
- (3) 契約保証金は、契約の履行後還付するものとします。
- (4) 契約保証金には、利子を付しません。
- (5) 朝倉市との土地売買契約締結後、落札者が契約上の義務を履行しない場合は、契約保証金は朝倉市に帰属します。

1.3 売買代金の支払

契約締結の日から60日以内に朝倉市が発行する納入通知書により一括して納入してください。

1.4 契約に付する条件等

物件の売買契約には、次の条件を付します。

(1) 契約後の居住

契約締結の日から3年以内に購入した土地に自己の住居の建築工事を着工しなければならない。ただし、特段の事情がある場合はその限りではない。

(2) 禁止する用途

契約締結の日から10年間は、売払物件を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）」第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業務の用途に使用することはできない。

(3) 所有権転売等の制限

契約締結の日から10年間は、あらかじめ市長の承認を得ないで、売買、交換、譲渡し、又は賃貸その他これらに類する行為により処分し、もしくは使用させてはならない。

(4) 違反した場合の措置

上記(1)、(2)の条件に違反した場合は、違約金として契約金額の100分の30に相当する金額（円未満切り上げ）を支払わなければならない。

1.5 所有権の移転等

- (1) 売払物件の所有権は、朝倉市が売買代金の完納を確認した日に移転があったものとし、同時に物件を引き渡したものとする。
- (2) 物件は、現状有姿のまま引き渡すものとする。
- (3) 所有権の移転登記は、代金完納後に朝倉市が行うものとする。
- (4) 売買契約に必要な印紙代及び登記に必要な登録免許税等の一切の費用は、落札者の負担とする。

1.6 注意事項

- (1) 電気・上水道の引込み、浄化槽の設置、車両乗り入れ施設の設置及び進入口として

の整備など、購入後、土地を使用する際に必要となる手続および費用等は、本人の負担となります。詳細は、購入希望者において関係企業者、関係行政機関に直接お問合せのうえ十分な確認をしてください。

- (2) 物件番号①～④について、各物件に接する擁壁は売払物件に含まれており、引き渡し後の維持管理等については購入者で行うものとします。
- (3) 物件番号②の宅地内に電柱を1本設置します。物件番号②の購入者には、毎年電柱敷地料が支払われます。
- (4) 売払物件の壁画については、地域の要望により描かれたものであるため、勝手に消したり描き替えたりしないように配慮してください。
- (5) 売払物件に設置しているフェンスについては、購入者の所有・維持管理となります。隣接物件との境界については、境界標で示しています。
- (6) 土地の購入者は、土地の利用について、近隣住民等地元関係者（以下「地元関係者」という。）に対し十分な計画説明を行うとともに積極的な情報提供に努め、地元関係者の意見等には誠意を持って対応し、地元関係者と協議調整を行ってください。
- (7) 売払物件は、騒音、悪臭、及び環境を汚染するような施設に使用することができません。
- (8) 売払物件は、反社会的活動の拠点施設など、公序良俗に反する用に利用する施設に使用することができません。
- (9) 建物を建築する場合には、建築基準法等の規制があります。建物の設計を行う前に、あらかじめ建築可能な規模、周辺の施設計画等を確認してください。
- (10) 売払物件の地下埋設物調査、地盤調査及び土壌調査は行っていません。
- (11) 売払物件は、構造物及び立木等土地上の全てのものとし、越境物がある場合についても現状のままの引き渡しとなります。
- (12) 越境物の処理について、市は一切の責任を負いません。契約後に越境関係が判明した場合も同様とします。
- (13) 売払物件の説明事項は、調査時点における一般的な調査内容を列挙しているものであり、変更されている場合があります。申込みにあたっては、購入希望者において必ず現地確認や諸規制の確認を行ってください。

1.7 問い合わせ先

〒838-8601 朝倉市甘木232番地1

朝倉市総合政策課企画政策係 【電話0946-28-7593(直通)】

一般競争入札参加申請書

年 月 日

朝 倉 市 長

住 所

氏 名

印

電 話

下記市有財産の一般競争入札に参加したいので、下記書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約するとともに、あわせて朝倉市普通財産売払事務取扱要綱第5条に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ないものでないことを誓約します。

また、申請後、入札参加資格（暴力団員でない等）確認のため、福岡県警察本部に照会されることを同意した上で提出します。

記

1 入札物件

入札参加希望物件に○	物件番号	所 在 地
	①	朝倉市杷木志波字原4 6 6 9 番1 8
	②	朝倉市杷木志波字原4 6 6 9 番1 7
	③	朝倉市杷木志波字原4 6 6 9 番1 6
	④	朝倉市杷木志波字原4 6 6 9 番1 5

2 添付書類

(1) 住民票の写し

①過去に朝倉市に住民登録があった者で、前記住民票の写しにその記載がない場

合は、そのことがわかる書類（住民票の除票、戸籍の附票）

②現在の氏名が異なる者は、そのつながりがわかる書類（戸籍謄抄本）

(2) 納税証明書（市町村税に係る徴収金に滞納がないことの証明）

(3) 印鑑証明書

※ 注意事項

連名（共有）で申し込む場合は、連名者も記入のこと。

提出する書類に押印する印鑑は、全て印鑑証明書の印影と同じ印鑑を使用してください。

入 札 書

金額										
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

入札物件

入札参加希望物件に○	物件番号	所 在 地
	①	朝倉市杷木志波字原 4 6 6 9 番 1 8
	②	朝倉市杷木志波字原 4 6 6 9 番 1 7
	③	朝倉市杷木志波字原 4 6 6 9 番 1 6
	④	朝倉市杷木志波字原 4 6 6 9 番 1 5

朝倉市契約に関する規則、朝倉市普通財産売払事務取扱要綱その他関係法令を遵守し入札します。

年 月 日

朝倉市長

住所

氏名

⑨

代理人

⑨

※ 記載上の注意

金額の記載は、アラビア数字を用い、その頭部に「¥」を記載してください。

提出する書類に押印する印鑑は、全て印鑑証明書の印影と同じ印鑑を使用してください。

入札参加を希望する物件番号に○をつけてください。(入札参加物件ごとに入札書類を必要です。入札物件ごとに入札書類を用意してください。)

代理人での入札は入札書に委任者の住所、氏名及び代理人名を併記し、代理人の印鑑のみ押印してください。

委 任 状

年 月 日

朝 倉 市 長

私は、下記の者を代理人と定め、令和 8 年 1 0 月 8 日に朝倉市が実施する次の市有財産
売買に係る一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

入札参加希望物件に○	物件番号	所 在 地
	①	朝倉市杷木志波字原 4 6 6 9 番 1 8
	②	朝倉市杷木志波字原 4 6 6 9 番 1 7
	③	朝倉市杷木志波字原 4 6 6 9 番 1 6
	④	朝倉市杷木志波字原 4 6 6 9 番 1 5

入札者（委任者） 住 所

氏 名 ⑩

上記委任の件承諾しました。

代理人（受任者） 住 所

氏 名

代理人使用印

※ 提出する書類に押印する印鑑は、全て印鑑証明書の印影と同じ印鑑を使用してください。（代理人使用印欄は除く）

代理人は、入札において、代理人使用印欄に押印した印鑑を必ず使用してください。

※ 入札参加を希望する物件番号に○をつけてください。（入札参加物件ごとに委任状の書類が必要です。入札参加物件ごとに委任状を用意してください。）

申込に必要な書類等チェックリスト

提出書類等
☐ 一般競争入札参加申請書（様式第1号）
☐ 住民票の写し ※過去に朝倉市に住民登録があった者で、前記住民票の写しにその記載がない場合は、そのことがわかる書類（住民票の除票、戸籍の附票） ※現在の氏名が異なる者は、そのつながりがわかる書類（戸籍謄抄本）
☐ 納税証明書（市町村税に係る徴収金に滞納がないことの証明）
☐ 印鑑証明書

※ 提出する書類に押印する印鑑は、全て印鑑証明書の印影と同じ印鑑を使用してください。

※ 提出された書類は返還いたしませんので御了承願います。

入札日に持参する書類等のチェックリスト

当日会場に来られる方	持 参 す べ き 書 類 等
本 人	☐ 入札保証金（入札金額の100分の5以上） ☐ 入札書（様式第2号）
代 理 人	☐ 入札保証金（入札金額の100分の5以上） ☐ 入札書（様式第2号） ☐ 委任状（様式第3号）

- ※ 提出する書類に押印する印鑑は、全て印鑑証明書の印影と同じ印鑑を使用してください。（委任状の代理人使用欄は除く）
- ※ 提出された書類は返還いたしませんので御了承願います。
- ※ 代理人での入札は、入札書に委任者の住所、氏名及び代理人名（代理人〇〇〇〇）を併記し、委任状の代理人使用印欄に押印した印鑑を押印してください。